定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改め、同項第四号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第四条第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であつた者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。以下この項において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日における平成二十一年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十一年改正法第八条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日」とあるのは「を給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第四号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改める。

別表沖縄県の項中「、島尻郡久米島町字北原五六六の二　那覇航空測候所久米島空港出張所」を削る。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）に基づき、人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二〇―一

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

八　切替日以降に平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「（前条第八号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第八号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第一号中「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「相当する額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては、当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第二号イ、第三号及び第四号中「俸給月額に相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第五号イ中「相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。ロ及び次条第一項において同じ。）である者にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額、基準日において指定職俸給表の適用を受ける職員である者にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・六八を乗じて得た額）」を加え、同号ロ中「俸給月額」の下に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、基準日において指定職俸給表の適用を受ける職員である者にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・六八を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同項第六号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に、「（その」を「とし、その」に、「額））」を「額とする。）」に改める。